

使用開始日:2015年8月15日

AMUNDI RESONA GLOBAL BRAND FUND アムンディ・リそなグローバル・ブランド・ファンド

追加型投信／海外／株式

愛称 ティアラ



- 本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行うアムンディ・リそなグローバル・ブランド・ファンドの受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社（委託会社）は、同法第5条の規定により有価証券届出書を平成27年8月14日に関東財務局長に提出しており、平成27年8月15日にその届出の効力が生じております。
- ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は下記＜ファンドに関する照会先＞のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されております。
- 投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づいて組成された金融商品であり、商品内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、下記＜ファンドに関する照会先＞までお問合せください。

ファンドの商品分類および属性区分

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式一般))	年2回	グローバル (日本を除く)	ファミリー ファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

■ 委託会社【ファンドの運用の指図を行う者】

アムンディ・ジャパン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第350号

設 立 年 月 日:1971年11月22日

資 本 金:12億円(2015年3月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額:

2兆6,283億円(2015年5月末現在)

■ 受託会社【ファンドの財産の保管および管理を行う者】

株式会社 リそな銀行

(再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

■ ＜ファンドに関する照会先＞

アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス: <http://www.amundi.co.jp>

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的

ファンドは、日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とするCAグローバル・ブランド・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます）受益証券に主として投資し、良好な収益の獲得と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

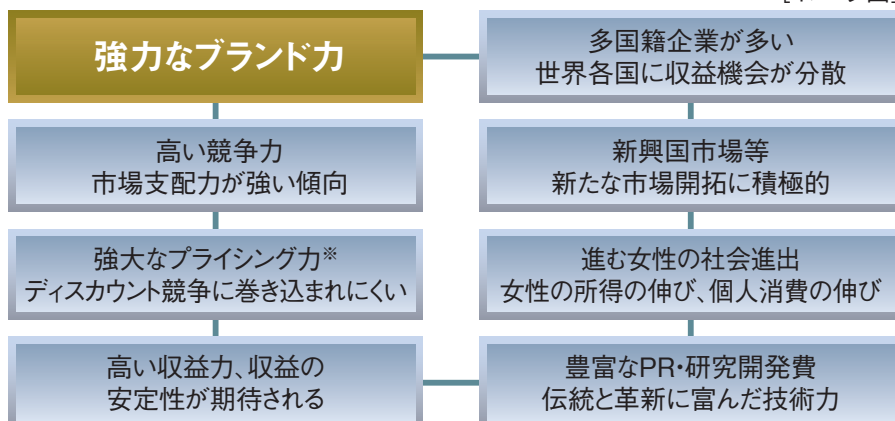
1. マザーファンドへの投資を通じて、主として世界のブランド企業の株式に投資します。

ブランド企業とは

世界的な知名度、ブランド名を確立している企業で右のいずれかもしくはすべての要素を備えている企業をいいます。

- ①高品質・信頼性のある商品・サービスを提供する企業
- ②高い認知度・知名度を有する企業
- ③伝統的・革新的な技術力・ノウハウなどを有する企業

＜一般的なブランド企業の強み＞



※市場環境等（景気、競合他社製品の価格、消費者の需要等）に影響を受けることなく、企業が製品やサービス等に価格を設定することです。

*左記イメージ図は、一般的なブランド企業のイメージを表すものであり、すべてのブランド企業が左図のすべての要素を備えているとは限りません。また、特定のブランド企業の将来の株価の上昇や収益の増加を保証するものではありません。

2. マザーファンドにおいては、個別銘柄選択を重視した運用を行います。

3. 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

4. ファンドの運用プロセス

ファンドの主要投資対象のマザーファンドにおける運用プロセスは、以下の通りです。

マザーファンドに係る運用指図の権限は、アムンディに委託します*。

*2015年9月末に、アムンディのテーマ株式運用チームが、テーマ株式等を得意とするCPRアセットマネジメントに統合されることにより、CPRアセットマネジメントに変更となります。CPRアセットマネジメントはアムンディ100%子会社であり、運用資産280億ユーロ（約4.1兆円、1ユーロ＝146.54円で換算。2014年12月末現在）を有します。なお、運用プロセス等に変更はありません。

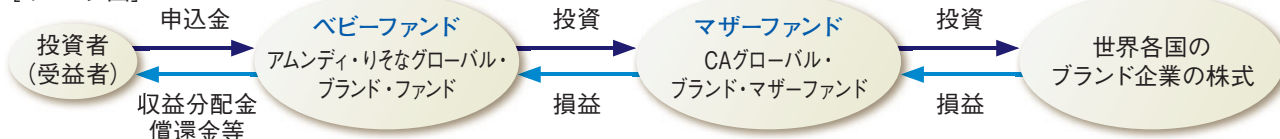


*運用プロセスは本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

5. ファンドの仕組み

ファミリーファンド方式*で運用を行います。

[イメージ図]



* ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からご投資いただいた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行います。

6. 主な投資制限

- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

7. 分配方針

毎決算時（原則として、毎年5月15日および11月15日。休業日の場合は翌営業日とします）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます）等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ブランド企業の魅力

魅力① 高い収益性

ブランド企業は、質の高い商品やサービスを提供しており、世界的な知名度・ブランド力が確立しています。競合会社が少ないため価格競争に巻き込まれにくく、価格決定力があることから高収益が期待できます。

魅力② 安定した顧客基盤

ブランド企業は、固定客（リピーター）を持ち、景気の好況・不況の影響を受けにくく、相対的に安定した収益力が期待できます。

魅力③ 所得の増加による市場の拡大

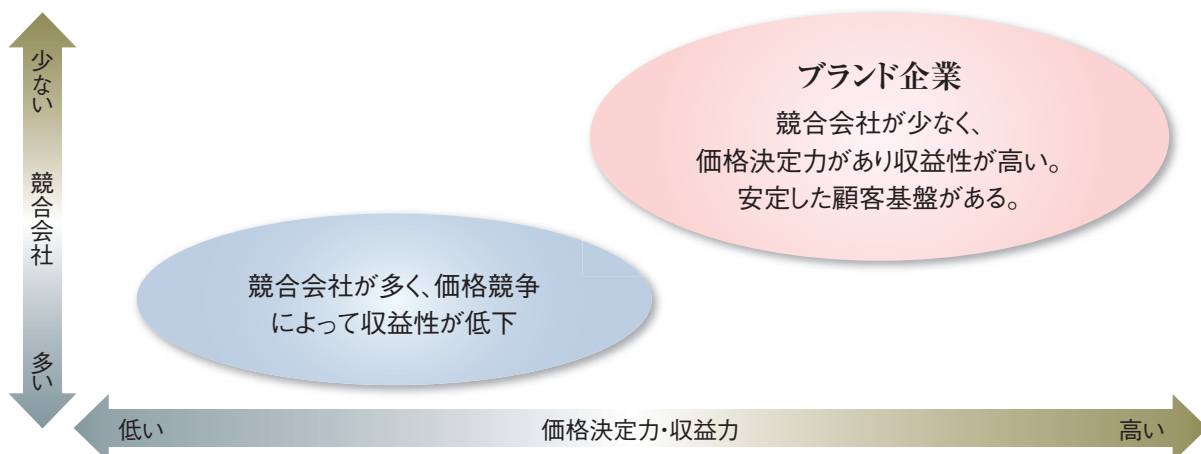
アジアを中心に富裕層・中間所得層が増えています。質の高い商品やサービスを求める消費者が増えており、ブランド市場の拡大が期待されます。

※上記は、一般的なブランド企業の魅力です。ブランド企業の中には、知名度・ブランド力が確立していないことから価格決定力がなく、収益性が低いブランド企業や、景気動向の影響を受けやすい企業もあることにご留意ください。また、アジア市場は、景気動向（景気減速等）の影響を受けて富裕層・中間所得層が増えない場合があります。

高収益と安定した顧客基盤

一般的に、ブランド市場は新規参入が難しく、競合会社が多くありません。ブランド企業は、値下げ競争に巻き込まれにくく価格決定力があり、高収益が期待できます。また、顧客基盤が安定しており、相対的に景気の影響を受けにくい収益構造となっています。

【イメージ図】



※上記は、一般的なブランド企業のイメージです。ブランド企業の中には、多くの競合会社がある業界でも、企業イメージや商品の質、販売力等から収益性が高い企業もあります。また、ブランド企業ではなくても、競合会社が少なく収益性の高い企業もあります。

各地域のブランド企業例

<欧州>

エルメス、LVMHモエ ヘネシー・ルイ ヴイトン
ネスレ、スウォッチ、フィアット、ダノン

<北米>

P&G、ペプシコ、コーチ、ラルフローレン、
ナイキ、エスティ ローダー、ティファニー

<アジア>

香港上海ホテルズ
スポーツデザイン、リー&フオン

ブランド企業の紹介

LVMHモエ ヘネシー・ルイ ヴイトン

1987年に、ルイ・ヴィトンとモエ・ヘネシー
が合併して誕生しました。フェンディや
ディオールなど60以上の高級ブランドを
持ち、免税店のDFSも傘下に持つ複合
企業です。



エルメス (HERMES)

1837年に馬具工房としてパリで開業しま
した。当時の皇帝や貴族の御用達として
有名です。伝統や技術を守りつつ、著名な
デザイナーを起用する等進化を続けて
います。高級ブランドの代名詞といえます。



コーチ (COACH)

1941年にニューヨークで設立された
革製品のブランド企業で、バッグだけ
でなく、スカーフやキーホルダーなど
幅広い商品を持ちます。デザイン性と
機能性の高さが人気です。



ナイキ (NIKE)

1968年にアメリカで設立されたスポーツ
関連商品を扱う世界的企業です。バス
ケット、ゴルフ、テニス、ランニング等幅
広い商品を持ちます。



ネスレ (Nestle)

1866年にスイスで創業した世界最大
の食品会社です。コーヒーやミネラル
ウォーターだけでなく、キットカットなどの
菓子類、乳製品の事業も手がけてい
ます。



香港上海ホテルズ

ペニンシュラホテルを運営する香港の
ホテルグループです。質の高いサービス
に定評があり、世界中に多くのファンを
持ちます。ペニンシュラ香港は香港の
ランドマークとして有名です。



出所：ブルームバーグ等のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

※上記はご参考として紹介したものであり、「アムンディ・リソなグローバル・ブランド・ファンド」への実質的な組入れを保証もしくは示唆するものではありません。記載されている個別の企業については、その企業の株式等の売買を推奨・勧誘するものではありません。

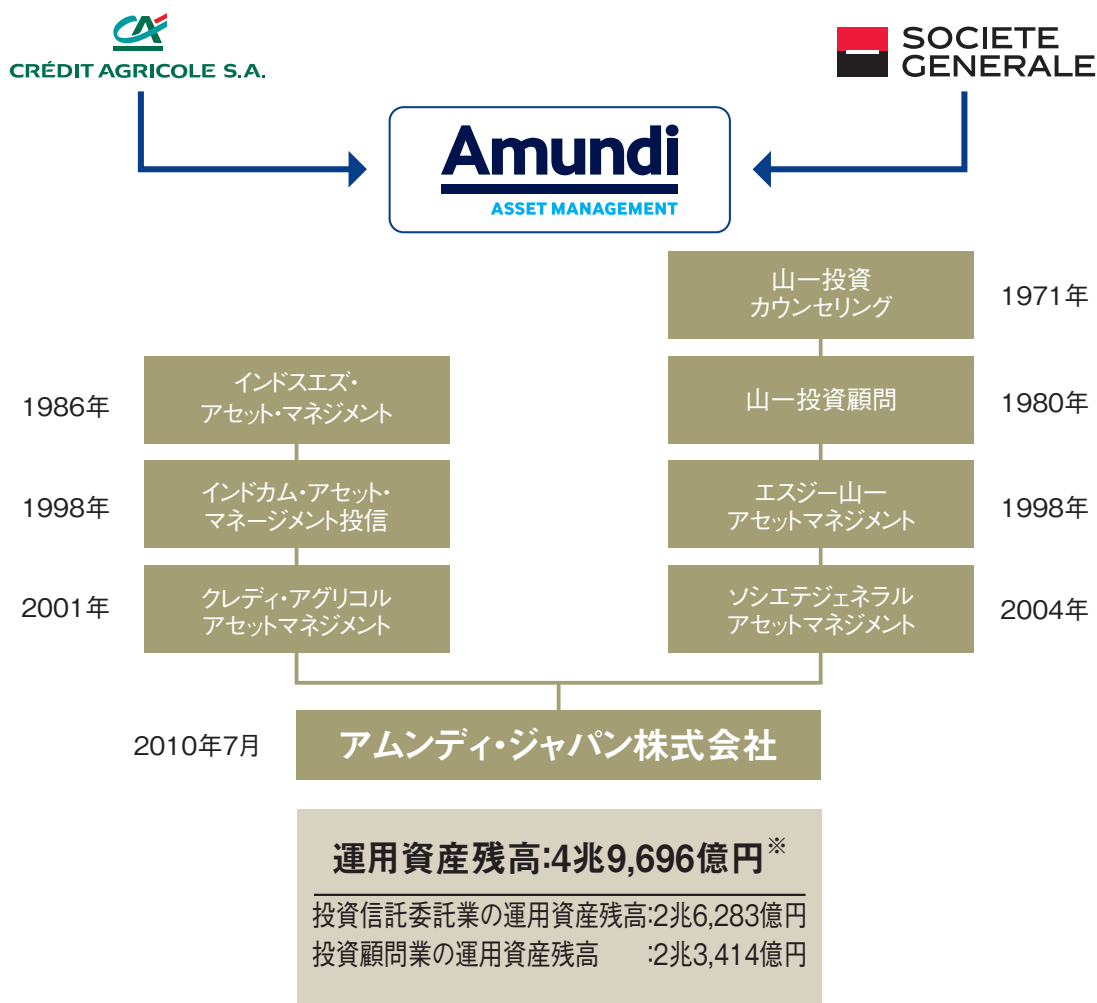
アムンディについて

- クレディ・アグリコル S.A.とソシエテ ジェネラルは2009年12月31日付でAmundi(アムンディ)を設立しました。
- アムンディは、8,660億ユーロ(約127兆円、1ユーロ=146.54円で換算。2014年12月末現在)の運用資産額を有する世界トップクラスの運用会社の1つです。
- 欧州有数の金融グループである、クレディ・アグリコル S.A.とソシエテ ジェネラル両グループの支援をバックに、「プロダクトの質の向上」、「お客様との信頼関係構築」、「組織の効率化」などにおいて優位性を発揮し、欧州における確固たるトップレベルの運用会社になることを目指します。

アムンディ(Amundi)・・・

アセットマネジメントの頭文字であるAとM、「世界」を意味するラテン語 Mundiを合わせた名前です。新会社が開かれた企業になるようにとの思いが込められています。

アムンディ・ジャパン株式会社について



※2015年5月末現在。

各契約資産合計には、重複資産(投資顧問契約と投資信託契約、ファンド・オブ・ファンズ等)が一部含まれています。

基準価額の変動要因

ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として外国株式など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません**。ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割込むことがあります**。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

① 価格変動リスク

ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて主に海外の株式に投資しますので、ファンドの基準価額は組入れている株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は、政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。したがって、実質的に組入れられた**株式の価格が下落した場合**には、**ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります**。

② 為替変動リスク

ファンドは円建で基準価額が表示される国内投信ですが、実質的な主要投資対象である海外の株式は外貨建であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、ファンドの基準価額は、当該株式の投資対象国の通貨と日本円の間で為替変動の影響を受けます。したがって、ファンドの基準価額は、**円高になった場合、投資する外貨建資産の円貨建価値が下落しファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります**。

③ 信用リスク

ファンドが実質的に投資する株式について、発行体（企業）の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落の要因のひとつであり、ファンドの基準価額の下落要因となります。その結果、**ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります**。

◆基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

1. ファンドの繰上償還

ファンドの受益権の残存口数が10億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

2. ブランド企業の株式への投資に関する留意点

ファンドはブランド企業の株式を中心に投資しますので、消費関連セクターの比重が高くなる可能性があり、十分なセクター分散効果を図ることができない可能性があります。投資するブランド企業には、日本人にとって知名度が高い企業ばかりではなく、日本では無名のブランド企業も含まれる可能性があります。また、市場環境等の変化によっては、ブランド企業ではない企業の株式に投資する可能性があります。

3. 収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

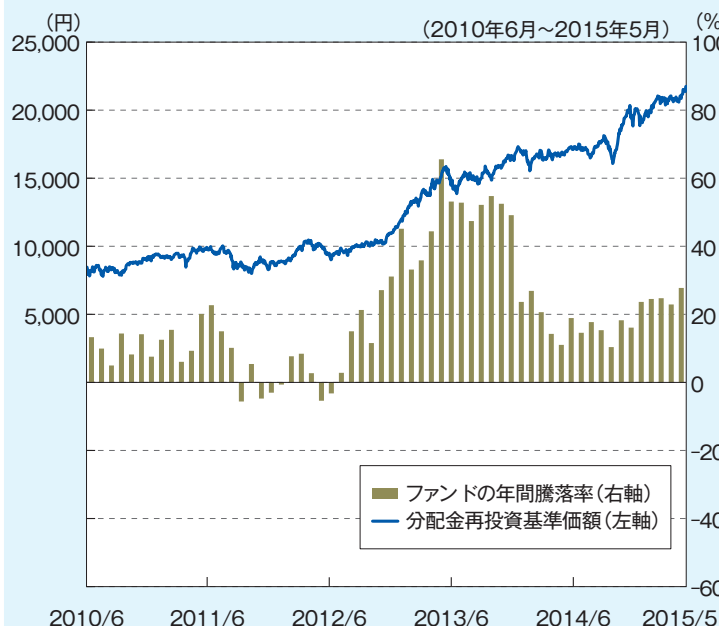
リスクの管理体制

ファンドのリスク管理として、運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、リスク委員会に報告します。このほか、委託会社は関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニターしリスク委員会に報告するほか、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、グループの独立した監査部門が随時監査を行います。

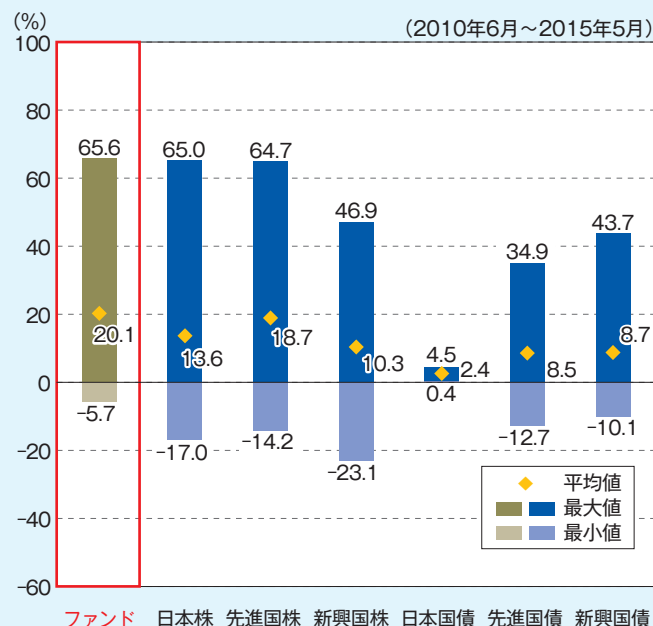
◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

(参考情報)

①ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



②ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



*①のグラフは年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

*②のグラフは2010年6月から2015年5月までの5年間の年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

*年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および基準価額の推移とは異なる場合があります。

*②のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

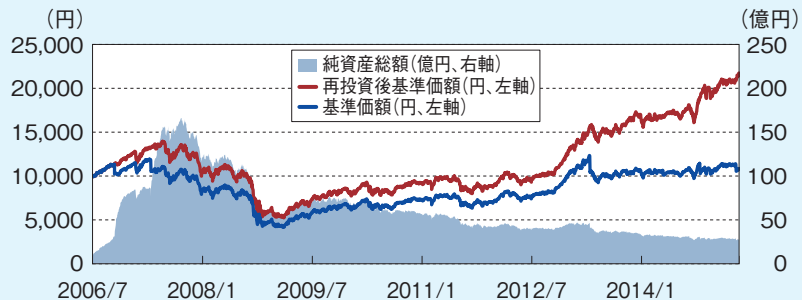
○各資産クラスの指数について

日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
東証株価指数 (TOPIX)とは、東京証券取引所第一部に上場している全銘柄を対象として算出した指数で、TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は東京証券取引所の知的財産であり、同指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は、東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有します。	
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (税引後配当込み、円ベース)
MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。	
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (税引後配当込み、円ベース)
MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。	
日本国債	NOMURA-BPI国債
NOMURA-BPI国債とは、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。	
先進国債	シティ世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
シティ世界国債インデックスとは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はCitigroup Index LLCに帰属します。また、Citigroup Index LLCは同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有します。	
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド (円ベース)
JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している、現地通貨建のエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。	

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

2015年5月29日現在

基準価額・純資産の推移



*再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。
 *基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

基準価額 10,860円 純資産総額 28.1億円

分配の推移

決算日	分配金
14期(2013年 5月15日)	2,000円
15期(2013年11月15日)	600円
16期(2014年 5月15日)	400円
17期(2014年11月17日)	1,200円
18期(2015年 5月15日)	900円
設定来累計	7,641円

*分配金は1万円当たり・税引前です。
 *直近5期分を表示しています。

主要な資産の状況

[ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、組入上位10銘柄、組入上位5業種および組入上位5通貨はマザーファンドのポートフォリオの状況を記載しています。]

◆資産構成

資産	比率
株式	96.28%
現金等	3.72%
合計	100.00%

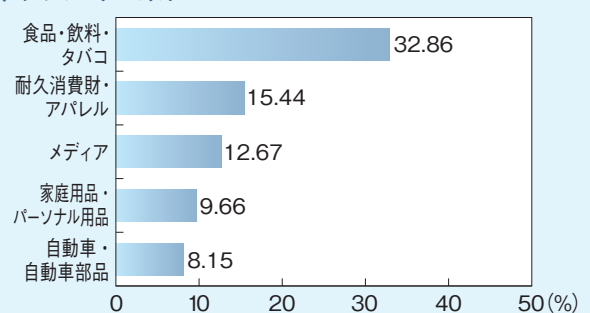
*比率は純資産総額に対する実質投資割合です。
 *現金等には未払諸費用等を含みます。
 *四捨五入の関係で合計が100.00%とならない場合があります。

◆組入上位10銘柄 (CAグローバル・ブランド・マザーファンド)

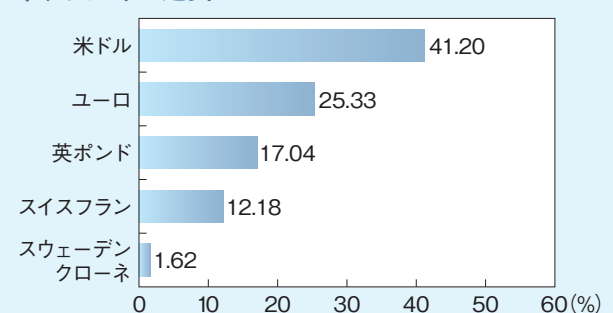
銘柄名	業種	比率
1 ネスレ	食品・飲料・タバコ	5.91%
2 ダイムラー	自動車・自動車部品	4.80%
3 プリティッシュ・アメリカン・タバコ	食品・飲料・タバコ	3.83%
4 アンハイザー・ブッシュ・インベプ	食品・飲料・タバコ	3.65%
5 WPPグループ	メディア	3.12%
6 ウォルト・ディズニー	メディア	2.54%
7 BMW	自動車・自動車部品	2.44%
8 モエ ヘネシー・ルイ ヴィトン	耐久消費財・アパレル	2.42%
9 SABミラー	食品・飲料・タバコ	2.41%
10 スターバックス	消費者サービス	2.32%

*比率はマザーファンドの純資産総額に対する割合です。

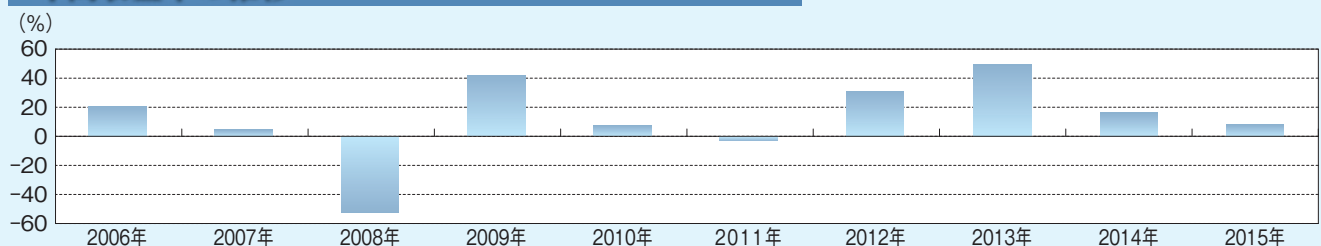
◆組入上位5業種 (CAグローバル・ブランド・マザーファンド)



◆組入上位5通貨 (CAグローバル・ブランド・マザーファンド)



年間収益率の推移



*年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。
 *ファンドにはベンチマークはありません。
 *2006年は設定日(7月28日)から年末まで、2015年は年初から5月29日までの騰落率を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
 ※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

お申込みメモ

購入単位	1円または1口を最低単位として販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にお問合せください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	換金申込受付日より起算して、原則として5営業日目から販売会社においてお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	ファンドの休業日（東京証券取引所の休業日、ユーロネクストの休業日あるいはフランスの祝休日のいずれかに該当する場合）には、受付けません。
申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時 [*] までに購入・換金のお申込みができます。 販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入の申込期間	平成27年8月15日から平成28年8月16日までとします。 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込受付を取消することができます。
信託期間	無期限とします。（設定日：平成18年7月28日）
繰上償還	委託会社は、ファンドの受益権の口数が10億口を下回った場合または信託を終了させることが投資者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を繰上げて信託を終了させることができます。
決算日	年2回決算、原則毎年5月15日および11月15日です。休業日の場合は翌営業日とします。
収益分配	年2回。毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 収益分配金の「再投資」を選択した場合は、税引後無手数料で再投資されます。
信託金の限度額	5,000億円です。
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年5月、11月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に販売会社よりお届けいたします。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。

※上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

<投資者が直接的に負担する費用>

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。 詳しくは販売会社にお問合せください。	
	料率上限(本書作成日現在)	役務の内容
	3.24%(税抜3.0%)	商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。
信託財産留保額	ありません。	

<投資者が信託財産で間接的に負担する費用>

運用管理費用
(信 託 報 酬)

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年率1.9224%(税抜1.78%)を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。

[信託報酬の配分]

支払先	料率			役務の内容
	純資産総額			
	100億円以下の部分	100億円超200億円以下の部分	200億円超の部分	
委託会社	0.90% (税抜)	0.80% (税抜)	0.70% (税抜)	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	0.80% (税抜)	0.90% (税抜)	1.00% (税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	0.08% (税抜)			ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

毎計算期間末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

委託会社がマザーファンドの投資顧問会社に支払う報酬額は、信託財産の日々の純資産総額に以下の報酬率を乗じて得た金額とし、毎計算期間末または信託終了のとき、委託会社の報酬から支払うものとします。

(年率)

純資産総額	報酬率
100 億円以下の部分	0.90% 以内
100 億円超 200 億円以下の部分	0.80% 以内
200 億円超の部分	0.70% 以内

◆上記の運用管理費用(信託報酬)は本書作成日現在のものです。

その他の費用・手数料

その他の費用・手数料として下記の費用等が投資者の負担となり、ファンドから支払われます。

・有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用

・信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用等を含みます。)

・信託財産に関する租税 等

※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことはできません。

◆ファンドの費用の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

- ◆少額投資非課税制度「愛称:NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円（平成28年1月1日以降、年間120万円）の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。
- ◆平成28年4月1日より、未成年者口座内の少額上場株式等にかかる配当所得および譲渡所得等の非課税措置（ジュニアNISA）が開始され、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となる予定です。詳しくは、販売会社にお問合せください。
- ◆法人の場合は上記とは異なります。
- ◆上記は平成27年4月末現在の内容に基づいて記載しています。
- ◆税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。